

2023 年度

大学院要項

工学研究科

博士課程前期

機械電気システム工学専攻

博士課程後期

機械電気システム工学専攻

京都先端科学大学大学院

目 次

2023年度 学年暦	2
工学研究科の博士課程前期・博士課程後期における教育方針	3
教育研究上の目標と特色	6
博士課程前期のカリキュラムと修了要件	9
博士課程後期のカリキュラムと修了要件	12
研究室への所属	15
先端なび～学生個人向け専用サイト～	17
授業時間	17
気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の 授業および試験の取り扱い	17
付録（学則、学位規程）	

2023年度 学年暦

《春学期》

4月 3日（月）	入学式
4月 6日（木）	春学期 授業開始
5月 1日（月）－ 2日（火）	休講
7月17日（月）	休日授業
7月26日（水）	春学期 授業終了
8月10日（木）－ 9月 6日（水）	夏期休業
9月 6日（水）	卒業式・入学式

《秋学期》

2023年

9月19日（火）	秋学期 授業開始
10月 9日（月）	休日授業
10月27日（金）	休講（龍尾祭準備）
10月28日（土）－10月29日（日）	龍尾祭
11月 3日（金）	休日授業
11月23日（木）	休日授業
12月26日（火）－ 1月 4日（木）	冬期休業

1月 5日（金）	授業再開
1月15日（月）	秋学期 授業終了
3月31日（日）	学年終り

注）通常授業期間のほかに、「集中講義」が実施される場合があります。

【教務センター（工学）事務室】（南館・1階）

〈窓口取扱時間〉8:30～17:00

原則は上記時間帯としますが、場合によっては多少変更になることもあります。

土日祝日、入学試験当日、夏季休業中の一斉休業及び年末年始は休業となります。

工学研究科の博士課程前期・博士課程後期における教育方針

1. 教育目的

機械電気システム工学分野の専門的知識・学術・教養を兼ね備え、グローバル社会への関心と、次世代の電気機械システムに必須の専門領域の高度な知識を修得し、さらに深化させることによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者を育成する。

2. 3つのポリシー

[学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)]

博士課程前期

所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程前期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（34単位）を取得すると共に、修士論文の審査及び試験に合格することが修士(工学)の学位授与の必要要件である。修士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。

1. 機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心として、深い知識を他領域の知識と関連づけながら修得し、グローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。
2. 機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心として、自ら設定した主題に対して、必要な情報を文献調査・実験等の適切な方法を用いて収集し、他の領域の知識と関連づけながら活用し、客観的に分析しながら論理的・批判的に考察し判断することができる。
3. 機械電気システム工学分野の深い知識や意見について、英語を用いて他者と議論を行うことができる。
4. 機械電気システム工学分野のいずれかの領域において修得した深い知識・技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。

博士課程後期

所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程後期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（36単位）を取得すると共に、博士論文の審査及び試験に合格することが博士(工学)の学位授与の必要要件である。博士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。

1. 機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心として知識をさらに深化させるとともに、他の3領域の深い知識を修得し、4領域を統合した機械電気システム工学の総合領域として相互に関連づけながら、グローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。
2. 機械電気システム工学の総合領域において、自ら設定した主題に対して、必要な情報を文献調査・実験等の適切な方法を用いて収集し、「材料」「エネルギー」「情報」「システム」の4つの領域の知識のうち、いずれかの領域でさらに深化した知識を中心に他の3領域の深い知識と相互に関連づけながら活用し、客観的に分析しながら具体的な課題を設定し、論理的・批判的に考察し、創造的に解決することができる。
3. 機械電気システム工学分野の深い知識や意見について、英語を用いて自分の意見を述べ、他者と議論を行うことができる。
4. 修得した機械電気システム工学分野の深い知識・技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。

[教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)]

博士課程前期

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を有する人材を養成するために、以下の方針に基づいた教育プログラムを実施する。

1. 機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心に高度な専門に関わる基幹科目と発展科目を修得させ、他領域の知識と関連づけながら多角的に真理を探究する力を養成する。
2. 機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心とする研究分野関係科目（特別演習と特別研究）を通じて、専門的知見に基づく主体的な行動力および課題解決力を養成する。
3. 科学技術英語科目を修得させ、英語での口頭発表・論文講読・論文作成・評論など専門分野のコミュニケーション能力を養成する。
4. 科学技術英語、基幹科目と発展科目の修得と並行して、研究分野関係科目（特別演習と特別研究）を連携させてコミュニケーション力・協働力・課題発見力やリーダーシップを育む学修を行う。

博士課程後期

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を有する人材を養成するために、以下の方針に基づいた教育プログラムを実施する。

1. 機械電気システム工学分野の「材料」「エネルギー」「情報」「システム」の4つの領域の高度な専門知識を修得させ、4領域を統合した総合領域として多角的に真理を探究する力を養成する。
2. 機械電気システム工学分野の総合領域における研究分野関係科目（特別演習と特別研究）を通じて、専門とする1領域を深く学修し、同時に関連する3領域の知識も深化させることで、高度な専門的知見に基づく主体的な課題設定力および創造的な課題解決力を養成する。
3. 科学技術英語科目を修得させ、英語での口頭発表・論文講読・論文作成・評論など専門分野の高度なコミュニケーション能力を養成する。
4. 科学技術英語、機械電気システム工学分野科目の修得と並行して、研究分野関係科目（特別演習と特別研究）を連携させて高度なコミュニケーション力・協働力・課題発見力やリーダーシップを育む学修を行う。

[入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)]

博士課程前期

本研究科の教育内容を理解した上で、エンジニアとしての能力を高め、課題解決に基本的な工学技術を駆使し、さらに最先端技術を応用できる学部課程卒業生。地球環境に配慮しながら人類社会を豊かにするための課題に主体的に立ち向かい、グローバルに活躍できる素養を持つ者。

1. グローバルな視点で社会の未来に繋がる課題の解決に意欲をもって携わりたい者。
2. 機械工学と電気工学に跨る分野もしくは、機械電気システム工学分野の基礎的な知識を有している者。
3. 機械工学と電気工学に跨る分野もしくは、機械電気システム工学分野に科学的・学術的な観点からアプローチし、専門性を深めて課題に挑戦する意欲を有する者。

博士課程後期

博士課程前期で培った技術的基盤や研究遂行能力をさらに高め、科学技術体系の総合的な理解や情報の受発信能力を向上していき、課題解決に対してより体系的・多面的な取組を主導できる素養を有する者。

1. グローバルな視点で社会の未来に繋がる課題の解決に意欲をもって携わりたい者。
2. 機械工学と電気工学に跨る分野もしくは、機械電気システム工学分野の専門的な知識を有する修士またはそれと同等の学力を持つ社会人。
3. 機械工学と電気工学に跨る分野もしくは、機械電気システム工学分野に科学的・学術的な観点からアプローチし、専門性を深めて、複雑で複合的な問題に挑戦する意欲を有する者。

工学研究科の教育研究上の目標と特色

1. 教育研究上の目標

次世代の機械電気システムに必須の専門領域の高度な知識に加え、多様な学問分野の動向と社会ニーズを踏まえた高い問題発見能力を有し、新しい概念を“創造”することによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者としての素養を修得することを目的とする。

また、グローバルに活躍する国際色あふれる教員陣が最先端の研究設備を揃えた研究環境でORT（On the Research Training）を実施する。

博士課程前期では、機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心として、次世代の機械電気システムに必須の専門領域の高度な知識を他領域の知識と関連づけながら修得することによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる専門技術者及び高度専門技術者としての資質を身に付ける。

博士課程後期では、機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」の4領域のうち専門とする1領域を深く学修し、同時に関連する3領域の知識も深化させることで、それぞれの高度な専門的知識に加えて領域横断的な総合領域において高度な専門的知識を深化させ、多様な学問分野の動向と社会ニーズを踏まえた高い問題発見能力を有し、新しい概念を“創造”することによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる研究者を目指す。

2. 教育課程編成の考え方及び特色

博士課程前期

学士課程教育での学修成果を踏まえて、機械電気システム工学分野を構成する「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかの領域を中心とする専門性ととともに、高い倫理性、他の3領域の幅広い理解を目指す。開講する科目は「専門科目」「科学技術英語」「研究分野関係科目」の3つに区分される。

（1）専門科目

専門科目は基幹科目と発展科目に分類される。基幹科目・発展科目のいずれの講義も「材料」「エネルギー」「情報」「システム」のいずれかを主たる専門領域に据えつつ、他領域にも跨る内容を含むことにより、複眼的思考力を養う。

基幹科目は基礎的な専門知識で構成されている科目であり、必修である「先端機械電気システム工学通論」のほか、「エレクトロニクス材料の物理と化学」「MEMS技術と材料」「風力発電テクノロジー」「大学院エンジニアのためのコンピュータ数学」「ロボティクス特論」の計6科目で構成される。

発展科目は専門学問領域を深く学習するために設けられており、「計算材料科学特論」「半導体電力変換技術」「半導体パワーデバイスとモジュールのコンピュータ支援設計」「スクリプト言語と仮想マシン」「システム設計論」「リモートセンシング」の6科目である。

（2）科学技術英語

英語での口頭発表・論文講読・論文作成・評論など専門分野のコミュニケーション能力の養成のため、「科学技術英語Ⅰ・Ⅱ」を設け必修とする。

1年次春学期開講の「科学技術英語Ⅰ」では、効果的な口頭発表や意見を発するためのプレゼンテーションスキルを修得し、1年次秋学期開講の「科学技術英語Ⅱ」では、論文作成に必要なライティングスキルを修得する。

(3) 研究分野関係科目

研究分野関係科目は、特別演習と特別研究に分類され、すべての科目を必修とする。「博士課程前期特別演習Ⅰ～Ⅳ」は研究テーマに関する論文講読や専門知識の修得などを通じて基本的な問題解決法の修得を目的とする科目であり、「博士課程前期特別研究Ⅰ～Ⅳ」は修士論文作成にあたっての論文作成指導、各自の研究テーマに基づく実験・実習指導などを通じて問題解決を実践する。

以上のカリキュラムを履修することにより、機械電気システム工学分野の各領域において身につけた高い専門性と広い見識を有し、複眼的思考ができる高度技術者としての資質を養うと共に、専門性を高めることによって得られる目標の解決能力と、広い見識をもつことによって社会の変化に対応できる柔軟な思考力・計画力を合わせもつ人材を目指す。

博士課程後期

博士課程前期の教育で得られた学修成果を踏まえて、高度な学術情報や先端技術の動向をいち早く分析し、独創的な観点に立った研究課題を設定して積極的な研究の遂行を目指す。博士課程前期と同様に、開講科目は「専門科目」「科学技術英語」「研究分野関係科目」の3つに区分される。

(1) 専門科目

博士課程後期での必修の専門科目として、「材料」「エネルギー」「情報」「システム」の4領域の一つ一つに焦点をあてた4つの講義「機械電気システム工学特論（材料）」「機械電気システム工学特論（エネルギー）」「機械電気システム工学特論（情報）」「機械電気システム工学特論（システム）」を開講する。先端科学および先端技術に関する最先端のトピックスを題材にして深く掘り下げると共に、他の3領域との関連にも言及し、機械電気システム工学の総合領域として上記4領域を相互に関連付けて課題解決に取り組む素養を修得する講義を行う。博士課程前期で開講されている専門科目（「先端機械電気システム工学通論」を除く基幹科目・発展科目）も履修可能で、自分が所属する領域を含め、機械電気システム工学分野を構成する全ての領域について専門的で最先端の知識を修得する。

(2) 科学技術英語

英語での口頭発表・論文講読・論文作成・評論など専門分野のコミュニケーション能力をさらに向上させるための科目として「科学技術英語Ⅲ・Ⅳ」を開講し、必修とする。

2年次春学期開講の「科学技術英語Ⅲ」では、国際学会で効果的な口頭発表や意見を発するためプレゼンテーションスキルを修得し、3年次春学期開講の「科学技術英語Ⅳ」では、論文作成に必要なライティングスキルを修得する。

(3) 研究分野関係科目

博士課程後期での研究分野関係科目は、博士課程前期と同様に特別演習と特別研究を必修として配置し、自ら設定した主題の解決に取り組む科目として開講する。「博士課程後期特別演習Ⅰ～Ⅵ」は、研究テーマに関する論文講読や専門知識の修得などを通じて問題解決法の修得を目的とする科目であり、「博士課程後期特別研究Ⅰ～Ⅵ」は、博士論文作成にあたっての論文作成指導、各自の研究テーマに基づく実験・実習指導などを通じてより高度な問題解決を実践する。

以上のカリキュラムを履修することにより、機械電気システム工学分野の各領域において身につけた高い専門性と広い見識を有し、複眼的思考ができる高度技術者としての資質を養うと共に、機械電気システム工学分野の総合領域としての高度な専門性と問題発見能力を有し、次世代の産業や新たな概念・価値を創出できる研究者への足掛かりを構築する。

3. 科目ナンバリング

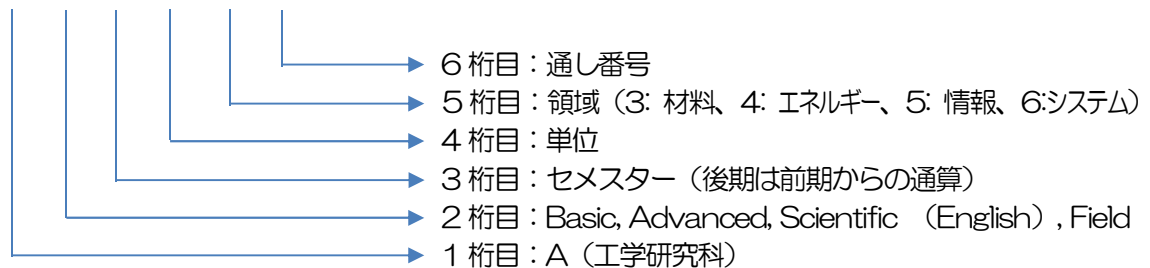
(1) 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングとは、本学で開講しているすべての授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。1桁目が“A”である科目ナンバーは工学研究科の科目であることを示しています。

(2) 科目ナンバリングの構造

科目ナンバーは、以下の6桁の英数字から構成されています。

AB1 2 3 1



博士課程前期のカリキュラムと修了要件

* 博士課程前期の修了要件

本博士課程前期に2年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

科目区分		履修方法
専門科目	基幹科目	「先端機械電機システム工学通論」（必修）を含む 4科目 8単位以上
	発展科目	3科目 6単位以上
科学技術英語		必修2科目 4単位
研究分野関係科目	特別演習	必修4科目 8単位
	特別研究	必修4科目 8単位
計		34単位以上

* 研究指導

博士課程前期の学生は、1年次から修了まで1つの研究室に所属し、主研究指導教員の指導のもと、各自の研究テーマを設定し、修士論文を作成する。修士論文の指導は、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）という研究指導体制をとり、2年間を通じて各自の研究テーマに応じた十分な研究指導ができるようにする。

主研究指導教員は、各大学院学生が入学時に志望した研究室の研究指導教員であり、副研究指導教員は、課程開始時に設定した修士論文の課題を勘案して決定する。主・副研究指導教員のもと、独創的な観点に立った研究課題について積極的に研究を遂行する。

＊ 授業科目一覧

工学研究科 機械電気システム工学専攻 博士課程前期 授業科目一覧

科目区分		科目ナンバー	授業科目の名称	配当年次	単位数	
					必修	選択
専門科目	基幹科目	AB1201	先端機械電気システム工学通論	1	2	
		AB1231	エレクトロニクス材料の物理と化学	1		2
		AB2232	MEMS 技術と材料	1		2
		AB2241	風力発電テクノロジー	1		2
		AB1251	大学院エンジニアのためのコンピュータ数学	1		2
		AB1261	ロボティクス特論	1		2
	発展科目	AA3233	計算材料科学特論	2		2
		AA3242	半導体電力変換技術	2		2
		AA4243	半導体パワーデバイスとモジュールのコンピュータ支援設計	2		2
		AA4252	スクリプト言語と仮想マシン	2		2
		AA3262	システム設計論	2		2
		AA4263	リモートセンシング	2		2
科学技術 英語		AS1201	科学技術英語Ⅰ	1	2	
		AS2202	科学技術英語Ⅱ	1	2	
研究分野 関係科目	特別演習	AF1201	博士課程前期特別演習Ⅰ	1	2	
		AF2202	博士課程前期特別演習Ⅱ	1	2	
		AF3203	博士課程前期特別演習Ⅲ	2	2	
		AF4204	博士課程前期特別演習Ⅳ	2	2	
	特別研究	AF1211	博士課程前期特別研究Ⅰ	1	2	
		AF2212	博士課程前期特別研究Ⅱ	1	2	
		AF3213	博士課程前期特別研究Ⅲ	2	2	
		AF4214	博士課程前期特別研究Ⅳ	2	2	

* 学位論文審査・基準（修士論文）

1 中間発表

- (1) 各大学院生は修了を予定するセメスターの最初に工学研究科委員会による中間発表会にて進捗状況を発表する。
- (2) 中間発表をおこなわなかった大学院生は、修士論文の提出ができない。

2 学位論文の提出・審査

- (1) 中間発表した大学院生の主研究指導教員（主査予定教員）は工学研究科委員会に対し、修士論文審査願（研究題目、研究概要等、副査予定教員2名）を提出する。
- (2) 学位論文審査委員会は、主査1名、副査2名の計3名とし、工学研究科委員会において選出する。主査は主研究指導教員、副査は主査と異なる3領域のうち2領域から各1教員（計学内2名）とする。また、必要に応じて学外から副査を選任することも可能とする。
- (3) 学位論文審査委員会は修士論文審査願の内容を審議し、修士論文作成・提出の可否を判定する。
- (4) 修士論文の作成・提出を可とされた大学院生は工学研究科委員会に対し、修士論文の要旨と修士論文の本文を提出する。
- (5) 提出された修士論文は、工学研究科委員会の議を経て研究科長が受理し、学位論文審査委員会で審査する。

3 学位論文口述試験

- (1) 本学学位規程第8条の「最終試験」として、口述試験を行う。
- (2) 修士論文を提出した大学院生は、修士論文公聴会において研究成果に関するプレゼンテーションと質疑応答を行う。公聴会は公開とする。
- (3) 修士論文公聴会では、主査・副査・発表会に参加した教員で修士論文を提出した大学院生に対して口述試験を実施し、当該大学院生の専門知識を審査するとともに、当該大学院生が学位を授与するに相応しい資質を有しているか否かを審査する。

4 合否判定

- (1) 工学研究科委員会は提出された修士論文の内容、公聴会及び口述試験の結果、取得単位の状況（所定の34単位以上）を総合的に精査した上で博士課程前期修了の可否を判定する。
- (2) 本研究科における修士論文の審査基準は以下の諸点である。
 - ディプロマ・ポリシーの要件を満たしていること
 - 研究テーマ・問題設定の妥当性・新規性・独創性
 - 研究方法の妥当性・新規性・独創性
 - 論文構成の妥当性
 - 結論の妥当性・新規性・独創性
 - 社会又は学会への貢献
 - 今後の課題及び展望の提示
 - 体裁
- (3) 修士論文の評価判定は合格又は不合格とする。
- (4) 修士論文の審査過程において、不正に学位を取得する意図を持って行われた捏造・改ざん・剽竊又はこれらと同視すべき不適切な行為が発見された場合は、不合格とする。
- (5) 学位論文審査委員会は博士課程前期修了の可否に関する判定の結果に基づき、審査報告書を作成し、工学研究科委員会に報告する。
- (6) 工学研究科委員会は審査報告書を審議し、投票によって三分の二以上の可を以て博士課程前期修了に伴う学位授与を判定する。工学研究科委員会はその結果を文書によって学長に報告し、学位授与を上申する。学位の授与は学長が行う。

5 審査報告書、学位論文の保管

- (1) 学位論文審査委員会が作成した審査報告書は、教務センターが保管する。
- (2) 審査に合格した修士論文は、正1通を本学図書館に保管する。

博士課程後期のカリキュラムと修了要件

* 博士課程後期の修了要件

本博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

科目区分		履修方法
専門科目		「機械電機システム工学特論（材料）」 「機械電機システム工学特論（エネルギー）」 「機械電機システム工学特論（情報）」 「機械電機システム工学特論（システム）」（以上、必修）を含む 4科目 8単位以上
科学技術英語		必修2科目 4単位
研究分野関係科目	特別演習	必修6科目 12単位
	特別研究	必修6科目 12単位
計		36単位以上

* 研究指導

博士課程後期の学生は、1年次から修了まで1つの研究室に所属し、主研究指導教員の指導のもと、各自の研究テーマを設定し、博士論文を作成する。博士論文の指導は博士課程前期と同様、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）という研究指導体制をとり、3年間を通じて各自の研究テーマに応じた十分な研究指導ができるようにする。なお、博士課程後期は、博士課程前期での一定の成果を前提としてその目標を認識し、各自の研究を更に深める学習方法とする。

主研究指導教員は、各大学院学生が入学時に志望した研究室の研究指導教員であり、副研究指導教員は、課程開始時に設定した博士論文の課題を勘案して決定する。主・副研究指導教員のもと、独創的な観点に立った研究課題について積極的に研究を遂行する。

＊ 授業科目一覧

工学研究科 機械電気システム工学専攻 博士課程後期 授業科目一覧

科目区分		科目ナンバー	授業科目の名称	配当年次	単位数	
					必修	選択
専門科目	材料	AB1231	エレクトロニクス材料の物理と化学	1		2
		AB2232	MEMS 技術と材料	1		2
		AA3233	計算材料科学特論	1		2
		AA7234	機械電気システム工学特論（材料）	2	2	
	エネルギー	AB2241	風力発電テクノロジー	1		2
		AA3242	半導体電力変換技術	1		2
		AA4243	半導体パワーデバイスとモジュールのコンピュータ支援設計	1		2
		AA7244	機械電気システム工学特論（エネルギー）	2	2	
	情報	AB1251	大学院エンジニアのためのコンピュータ数学	1		2
		AA4252	スクリプト言語と仮想マシン	1		2
		AA8254	機械電気システム工学特論（情報）	2	2	
	システム	AB1261	ロボティクス特論	1		2
		AA3262	システム設計論	1		2
		AA4263	リモートセンシング	1		2
		AA8264	機械電気システム工学特論（システム）	2	2	
科学技術英語		AS7203	科学技術英語Ⅲ	2	2	
		AS9204	科学技術英語Ⅳ	3	2	
研究分野関係科目	特別演習	AF5205	博士課程後期特別演習Ⅰ	1	2	
		AF6206	博士課程後期特別演習Ⅱ	1	2	
		AF7207	博士課程後期特別演習Ⅲ	2	2	
		AF8208	博士課程後期特別演習Ⅳ	2	2	
		AF9209	博士課程後期特別演習Ⅴ	3	2	
		AF0210	博士課程後期特別演習Ⅵ	3	2	
	特別研究	AF5215	博士課程後期特別研究Ⅰ	1	2	
		AF6216	博士課程後期特別研究Ⅱ	1	2	
		AF7217	博士課程後期特別研究Ⅲ	2	2	
		AF8218	博士課程後期特別研究Ⅳ	2	2	
		AF9219	博士課程後期特別研究Ⅴ	3	2	
		AF0220	博士課程後期特別研究Ⅵ	3	2	

＊ 学位論文審査・基準（博士論文）

1 予備審査

- (1) 各大学院生は工学研究委員会に対し、予備審査願（研究題目、研究概要等、予備審査委員 4 名）を提出する。
- (2) 予備審査委員会は主研究指導教員及び主研究指導教員と異なる領域から 3 名の計 4 名の予備審査委員で構成する。
- (3) 予備審査は当該大学院生の指導教員による申請書類審査と、予備審査委員会による研究の進捗状況の確認及び現時点における研究成果の評価によるものとする。
- (4) 予備審査に合格しなかった大学院生は、博士論文の提出はできない。

2 学位論文の提出・審査

- (1) 予備審査に合格した大学院生は工学研究科委員会に対し、博士論文審査願（研究題目、研究概要等、主査候補教員、副査候補教員 4 名）を提出する。博士論文審査願は研究科長宛とし、「研究不正を行わず、適正に博士論文を執筆する」旨の自筆署名付き文書とする。博士論文審査願に記載する主査及び副査候補教員の選出は、主研究指導教員による承認を必要とする。
- (2) 学位論文審査委員会は、主査 1 名、副査 4 名の計 5 名とし、主研究指導教員が提出した審査委員候補を参考に工学研究科委員会において選出する。主査は学内の教員、副査は主査と異なる 3 領域から各 1 教員（計学内 3 名）及び学外の教員 1 名とする。ただし、当該大学院生の指導教員は主査を務めることはできない。
- (3) 学位論文審査委員会は博士論文審査願の内容を審議し、博士論文作成・提出の可否を判定する。
- (4) 博士論文の作成・提出を可とされた大学院生は工学研究科委員会に対し、博士論文の要旨と博士論文の本文を提出する。
- (5) 学位論文審査委員会は提出された博士論文に関し、研究不正の有無を精査する。
- (6) 提出された博士論文については、工学研究科委員会の議を経て、研究科長が受理し、学位論文審査委員会で審査する。

3 学位論文口述試験

- (1) 本学学位規程第 8 条の「最終試験」として、口述試験を行う。
- (2) 博士論文を提出した大学院生は、博士論文公聴会において研究成果に関するプレゼンテーションと質疑応答を行う。公聴会は公開とする。
- (3) 博士論文公聴会において、学位論文審査委員会は博士論文を提出した大学院生に対して口述試験を実施し、当該大学院生の専門知識を審査するとともに、当該大学院生が学位を授与するに相応しい資質を有しているか否かを審査する。

4 合否判定

- (1) 学位論文審査委員会は提出された博士論文の内容、公聴会及び口述試験の結果、取得単位の状況（所定の 36 単位以上）を総合的に精査した上で博士課程後期修了の可否を判定する。
- (2) 本研究科における修士論文の審査基準は以下の諸点である。
 - ディプロマ・ポリシーの要件を満たしていること
 - 研究テーマ・問題設定の妥当性・新規性・独創性
 - 研究方法の妥当性・新規性・独創性
 - 論文構成の妥当性
 - 結論の妥当性・新規性・独創性
 - 社会又は学会への貢献
 - 今後の課題及び展望の提示
 - 体裁
- (3) 博士論文の評価判定は合格又は不合格とする。
- (4) 博士論文の審査過程において、不正に学位を取得する意図を持って行われた捏造・改ざん・剽窃又はこれらと同視すべき不適切な行為が発見された場合は、不合格とする。
- (5) 学位論文審査委員会は博士課程後期修了の可否に関する判定の結果に基づき、審査報告書を作成し、工学研究科委員会に報告する。
- (6) 工学研究科委員会は審査報告書を審議し、投票によって三分の二以上の可を以て博士課程後期修了に伴う学位授与を判定する。工学研究科委員会はその結果を文書によって学長に報告し、学位授与を上申する。学位の授与は学長が行う。

5 審査報告書、学位論文の保管

- (1) 学位論文審査委員会が作成した審査報告書は、教務センターが保管する。
- (2) 審査に合格した博士論文は、正 1 通を本学図書館に保管する。
- (3) 博士論文は、学位を授与した日から 3 ヶ月以内にその論文の要旨と論文審査結果の要旨を公表し、また 1 ヶ年以内に印刷公表する。

研究室への所属

各研究分野（研究室）の体制は、次のとおりである。

博士課程【前期】担当教員一覧

教員	専門分野
田畑 修	マイクロ・ナノシステム、センサ、DNA ナノテクノロジー
川上 浩司	システムデザイン、システム工学、機械工学
Ian Piumarta	再構成可能システム、プログラミング言語、メタプログラミング、IoT
今井 欽之	光制御デバイス、光学結晶、誘電体、ホログラフィー
沖 一雄	リモートセンシング、ドローン計測、データ解析
中村 康一	量子材料科学、量子化学、量子物理学、ナノ材料
堀井 滋	物質科学、磁場を用いた材料プロセス、酸化物材料物性、強磁場科学、超伝導工学
福島 宏明	ロボットの運動制御、複数ロボットシステム
Alberto Castellazzi	パワーエレクトロニクス、パワー半導体デバイス、パッケージング、熱管理
生津 資大	ナノメカニクス、ナノテクノロジー、機能性材料
西 正之	無機材料化学、ナノ材料、光学特性
松本 龍介	固体力学、計算力学、材料強度学、原子シミュレーション
岸田 逸平	計算材料科学、電池工学、イオニクス
高橋 亮	電気工学、情報通信工学、統計物理学
佐藤 啓宏	ロボティクス、VR/MR、コンピュータビジョン
Fuat Kucuk	電気機械工学、パワーエレクトロニクス、再生可能エネルギー変換、電気自動車
Martin Sera	数学、複素解析、複素幾何学
Zilu Liang	ウェアラブルコンピューティング、ユビキタスコンピューティング、健康情報学、応用健康科学

博士課程【後期】担当教員一覧

教員	専門分野
田畑 修	マイクロ・ナノシステム、センサ、DNA ナノテクノロジー
川上 浩司	システムデザイン、システム工学、機械工学
Ian Piumarta	再構成可能システム、プログラミング言語、メタプログラミング、IoT
今井 欽之	光制御デバイス、光学結晶、誘電体、ホログラフィー
沖 一雄	リモートセンシング、ドローン計測、データ解析
中村 康一	量子材料科学、量子化学、量子物理学、ナノ材料
堀井 滋	物質科学、磁場を用いた材料プロセス、酸化物材料物性、強磁場科学、超伝導工学
福島 宏明	ロボットの運動制御、複数ロボットシステム
Alberto Castellazzi	パワーエレクトロニクス、パワー半導体デバイス、パッケージング、熱管理 Kucuk講師との連携：電気機械工学、再生可能エネルギー変換
生津 資大	ナノメカニクス、ナノテクノロジー、機能性材料
西 正之	無機材料化学、ナノ材料、光学特性
松本 龍介	固体力学、計算力学、材料強度学、原子シミュレーション
岸田 逸平	計算材料科学、電池工学、イオニクス
高橋 亮	電気工学、情報通信工学、統計物理学
佐藤 啓宏	ロボティクス、VR/MR、コンピュータビジョン
Martin Sera	数学、複素解析、複素幾何学

「先端なび」～学生個人向け専用サイト～

「先端なび」は、パソコンのWebブラウザ、携帯サイトを使用して、様々な学生生活に関わる情報を学生個人向けに提供します。携帯電話やスマートフォンでは、右のQRコードをご利用ください。

- ◇諸連絡 ◇各種案内 ◇休講・補講情報 ◇呼び出し情報 ◇履修登録、シラバスの参照
- ◇各人の授業時間割の参照 ◇出欠状況 ◇課題（レポート等）の確認・提出
- ◇住所等届出事項の変更 ◇面談予約 ◇就職関係 など

※「先端なび」の「メール設定」画面にて自分のメールアドレスを登録しておく、と、掲示された情報がメールでも配信（転送）されます。



授業時間

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50～10:20	10:30～12:00	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30～11:00	11:10～12:40	13:20～14:50	15:00～16:30	16:40～18:10

気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い

(1) 気象警報が発令された場合

京都府南部京都・亀岡（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町のいずれか）に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、本学が開講する授業および定期試験の対応は、以下のとおりとなります（すべてのキャンパス等が対象）。

警報解除時刻	授業および試験開始講時
7時までに解除	1 講時から実施
10 時までに解除	3 講時から実施
10 時を過ぎて解除	全講時休講

（注）「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」は、原則として、休講の対象にはなりません。

ただし、特例的に大学が休講にすることがあります。その場合は、本学HP および「先端なび」に掲示を行います。

※ 授業開始後に対象警報が発令された場合は、原則として、以降の授業は休講となります。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記の「(2) 公共交通機関が遅延した場合」に準じて対応してください。

(2) 公共交通機関が遅延した場合

当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記のいずれかの対応をとってください。

① 授業（授業内試験を含む）に出席できなかった場合

当日中に科目担当教員に直接その旨を伝えて指示に従うこと。

② 期末定期試験に出席できなかった場合

追試験受験が認められるので、当該科目の試験終了後、必ず2日以内（試験当日・土日祝を含まない）に教務センターへ申し出て、追試験の申請手続きを行うこと。

なお、遅延状態によっては、授業または試験開始時刻を変更する場合もあるので、掲示に注意してください。

※ 追試験の申請手続きには運休証明または遅延証明が必要です。

休講等の確認は「先端なび」をご利用ください。電話による問い合わせは避けてください。

○京都先端科学大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

第1条 この大学院は、京都先端科学大学大学院（以下、「本大学院」という。）と称する。

第1条の2 本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の3 本大学院経済学研究科は、現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。

本大学院経営学研究科は、国際化・情報化・コンプライアンスの欠如といった社会環境の著しい変化の中にあって経営組織体の内外部で生ずる関連諸現象に関し、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成並びに組織規模の大小、新旧を問わず、起業家精神を発揮して変革の担い手となるとともに、デジタルトランスフォーメーションや新素材開発の進む中、新しい知見を社会実装してイノベーションを起こす人材を養成することを目的とする。

本大学院人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。

本大学院バイオ環境研究科は、多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境（バイオ環境）を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン（設計）する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

本大学院工学研究科は、機械分野と電気分野に跨る学際的な工学分野の専門的知識・学術・教養を兼ね備え、グローバル社会への関心と、次世代の電気機械システムに必須の専門領域の高度な知識を修得し、さらに深化させることによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者を育成することを目的とする。

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条及び第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うに当っては、自己点検・評価に関する委員会を置く。

第3条 本大学院に修士課程並びに博士課程を置く。博士課程は前期及び後期に区分す

る。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科・専攻・収容定員及び修業年限

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	課程名	専攻名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻
経営学研究科	修士課程	経営学専攻
		経営管理専攻
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻
	博士課程後期	バイオ環境専攻
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻

第5条 本大学院研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	5名	10名
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	募集停止	
		経営管理専攻	20名	40名
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	10名	20名
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	20名	40名
	博士課程後期	バイオ環境専攻	3名	9名
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	15名	30名
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	2名	6名

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

2 本大学院の博士課程の標準修業年限は、前期2年、後期3年とする。但し、前期4年、後期6年を超えて在学することはできない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前2項に定める標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

4 第1項、第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

5 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

経営学研究科（経営管理専攻）修士課程1年修了コース

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 春学期 4月1日より9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 削除
- (4) 夏季休業 別に定める学年暦による
- (5) 冬季休業 別に定める学年暦による
- (6) 春季休業 別に定める学年暦による

2 その他学長が必要と認めた日を臨時の休業日とすることがある。

3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育方法及履修方法等

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は、時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第11条 研究科における授業科目及び単位数は別表第1のとおりとする。

第12条 学生は、別表第1の授業科目表の授業科目について各研究科が定める次の単位以上を修得しなければならない。

研究科名	課程名	専攻名	要修了単位数
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	32単位
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	32単位
		経営管理専攻	34単位
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	32単位
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	34単位
	博士課程後期	バイオ環境専攻	24単位
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	34単位
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	36単位

2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他大学の大学院研究科の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

5 前2項の規定による単位認定は、合わせて20単位を超えない範囲で行う。

第13条 授業科目を履修し、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

優 80点以上	合格
良 70点以上80点未満	
可 60点以上70点未満	
否 60点未満	不合格

第14条 おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

第14条の2 本大学院において、教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教員免許状は次のとおりである。

研究科	免許状の種類	教科
人間文化研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
バイオ環境研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科

第5章 単位の授与・課程の修了及び学位記

第15条 修士課程あるいは博士課程前期については、2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程あるいは博士課程前期に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程あるいは博士課程前期の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程後期については、3年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程あるいは博士課程前期に2年以上在学し当該課程を修了した者は

当該在学期間の2年を含む）以上在学すれば足りるものとする。

第16条 本大学院の研究科の修士課程あるいは博士課程（前期・後期）を修了した者には次の学位を授与する。

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士（経営学）
		経営管理専攻	
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士（文化研究） 修士（社会情報） 修士（心理学）
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士（バイオ環境）
	博士課程後期	バイオ環境専攻	博士（バイオ環境）
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士（工学）
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	博士（工学）

第17条 学位授与に関して必要な事項は、大学学位規程によるものとする。

第6章 入学・退学・休学・復学・留学

第18条 入学の時期は毎学期の始めとする。

第19条 本大学院修士課程あるいは博士課程前期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院博士課程後期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 本大学院に入学を志願するものは、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第21条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学は第6条に定める在学年数に算入しない。

3 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

第22条 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いとしない。

2 留学は第6条に定める在学年数に算入する。

第23条 願いにより退学した者が、2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

第24条 学長の許可を受けることなく、他の大学院へ入学又は転学を願い出ることはいない。

2 他の大学院から本大学院に編入学を希望する場合には、選考の上、これを許可することがある。

第7章 科目等履修生・聴講生・委託生・研究生

第25条 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第26条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

第27条 公共団体又はその他の機関より本大学院の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

2 特定の課題について研究を願い出たものに対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

第28条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、本学則及びその他の規則を守らなければならない。但し、第6条及び第5章の規定は準用しない。

第8章 学費等

第29条 本大学院に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第30条 本大学院に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第31条 学生は、授業料、施設設備費、実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第32条 科目等履修生は、登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は登録料及び在籍料を納付しなければならない。

第33条 学費等の金額については、別表第2のとおりとする。

2 前項の納付については、別に定める学費規程に従って納付しなければならない。

第34条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第34条の2 休学期間内は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者にあつては、在籍料を免除する。

第35条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2 前項により除籍されたものが復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第9章 職員組織及び運営組織

第36条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する学務を総括する。

第37条 【欠条】

第38条 【欠条】

第39条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、関係学部長・研究科長及び当該研究科の授業又は研究指導を担当する専任の教員をもって構成する。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 試験及び単位の修得その他の学修評価に関する事項
- (3) 学位論文の審査及び学位の授与に関する事項

(4) 授業及び研究指導の内容及び方法の改善に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 研究指導資格者教員の審査に関する事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第39条の2 研究科委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第40条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、各研究科長、教務センター長及び各研究科から選出された専任教員1名並びに事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科相互の連絡調整に関する事項

(2) 大学院の自己点検評価に関する事項

(3) 大学院のFD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項

(4) その他大学院の教育研究に関する重要な事項

4 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第41条 大学院委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第10章 賞罰

第42条 品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことができる。

第43条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規程」に定める。

第44条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 研究施設及び設備等

第45条 本大学院に院生研究室を置く。

- 2 本大学院学生は、本大学の研究施設及びその他の施設・設備等を利用することができる。

第12章 その他

第46条 本学則に規定のない事項については、京都先端科学大学学則を準用する。

- 2 この学則の実施について必要な細則は、別に定める。

第47条 この学則の改廃に当たって、学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴くものとする。

附則省略

別表第2（第33条関係） 学費等の金額

- 1 検定料 35,000円

(但し、工学研究科 外国人留学生（英語基準）対象の入試として受験した場合は 5,000円)

- 2 入学金 学内 100,000円

// 学外 200,000円

- 3 学費

経済学研究科・経営学研究科（経営学専攻）・人間文化研究科

各修士課程

- (1) 授業料（年額） 545,000円

- (2) 施設設備費（年額） 学内 129,000円

// 学外 192,000円

経営学研究科（経営管理専攻）

修士課程

- (1) 授業料（年額） 1,500,000円

経営学研究科（経営管理専攻1年修了コース）

修士課程

- (1) 授業料（年額） 2,920,000 円

バイオ環境研究科

博士課程前期・後期

- (1) 授業料（年額） 630,000円

- (2) 施設設備費（年額） 150,000円

工学研究科

博士課程前期・後期

- (1) 授業料（年額） 650,000円
- (2) 施設設備費（年額） 150,000円
- (3) 実験実習費 200,000円

4 その他の納付金

- (1) 在籍料 春学期・秋学期 各 10,000円
- (2) 科目等履修生登録料（初回時のみ納入） 30,000円
- (3) 科目等履修生受講料 1単位につき 7,000円
- (4) 聴講料 1科目につき 10,000円
- (5) 委託生修学料 1科目につき 10,000円
- (6) 研究生登録料 25,000円
- (7) 研究生在籍料

（工学研究科以外）春学期・秋学期 各 60,000円

（工学研究科） 月額 25,000円

- 5 実験・実習費 実習費徴収規程による。

○京都先端科学大学学位規程

平成6年3月14日
制定

第1章 総則

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、京都先端科学大学学則及び
京都先端科学大学大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

＜大学院＞

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士（経営学）
		経営管理専攻	
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士（文化研究）
			修士（社会情報）
			修士（心理学）
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士（バイオ環境）
	博士課程後期		博士（バイオ環境）
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工 学専攻	修士（工学）
	博士課程後期		博士（工学）

＜学部＞

学部名	学科名	学位名
法学部	法学科	学士（法学）
経済経営学部	経済学科	学士（経済学）
	経営学科	学士（経営学）
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文化学科	学士（人間文化）
人文学部	心理学科	学士（人文）
	歴史文化学科	学士（人文）
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	学士（バイオ環境）
	バイオ環境デザイン学科	学士（バイオ環境）

	食農学科	学士（バイオ環境）
健康医療学部	看護学科	学士（看護学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	健康スポーツ学科	学士（健康スポーツ学）
工学部	機械システム工学科	学士（工学）

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程後期を修了した者又は論文審査に合格した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

2 修士の学位は、大学院の修士課程又は博士課程前期を修了した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

3 学士の学位は、大学の課程を修了した者に対して、教授会の意見を聴いて授与する。

第3章 学位論文及び最終試験

第4条 修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）は、研究科長に提出するものとする。

2 提出の期限は、研究科長が定める。

第5条 学位論文は一編とし、正一部・副二部を提出するものとする。

第6条 学位論文は、研究科委員会において審査する。

2 学位論文の審査を行うにあたっては、研究科委員会の下に審査委員会を設ける。審査委員会の構成並びに審査の方法については、研究科委員会が定める。

第7条 学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者について、その論文に関する分野について、口述もしくは筆記で行う。

第9条 研究科委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果について審議し、その三分の二以上の同意をもって、合・否を決定する。

第10条 研究科長は、前条の研究科委員会の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

第4章 学位の授与

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、大学の課程を修了した者に対して、学士の学位を授

与するものとする。

3 学位を授与する者に交付する学位記の様式は、別紙付表のとおりとする。

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都先端科学大学と付記するものとする。

第5章 博士論文の公表

第13条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内にその論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1カ年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

第6章 博士論文の報告

第15条 博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

第7章 学位論文の保存

第16条 審査に合格した学位論文は、本学図書館に保存するものとする。

第8章 学位の取消

第17条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により授与された事実が判明した場合、若しくはその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、その学位を取り消すことができる。

第9章 その他

第18条 その他修士及び博士の学位の授与に関し必要な事項は、研究科において定める。

第19条 この規程の改廃に当たって、学長は教授会又は研究科委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則省略
付表省略